給与所得のほかに退職所得がある方の記載例(1)

年末調整を受けていない給与所得のほかに退職所得がある場合

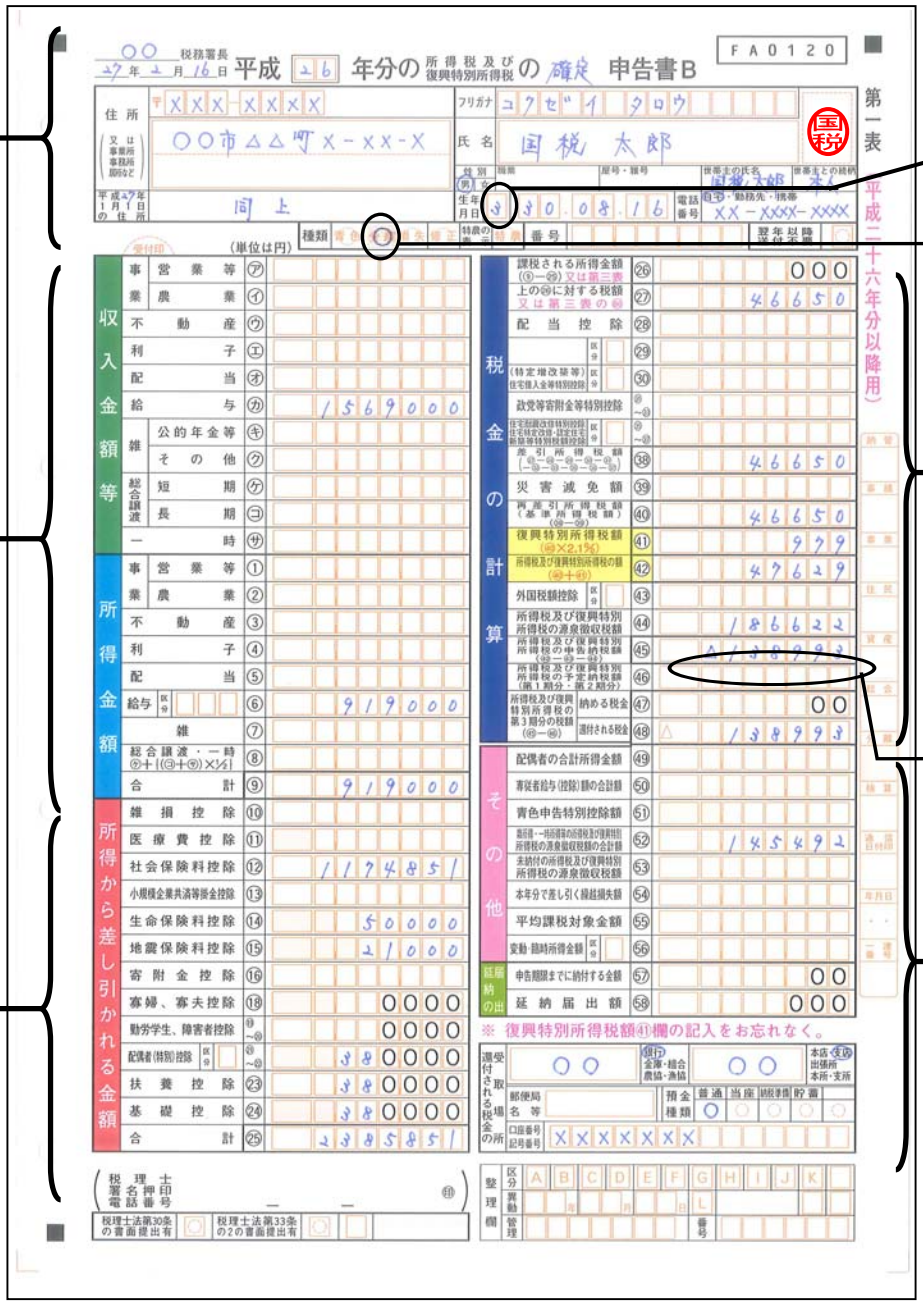

手順1
11ページ参照

手順2
12ページ参照

手順3
18ページ参照

明治・・「1」
大正・・「2」
昭和・・「3」
平成・・「4」

申告書第三表(分離課税用)を使用するため、分離の文字を○で囲みます。

手順4
27ページ参照

○ 黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」を記入）
○ 赤字の場合…金額の頭に「△」または「-」をつけてそのままの金額を記入

手順5
31ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

◎申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
◎申告書は、ボールペンで、強く記入します。
◎申告書の該当する箇所は必ず記入します。
◎２枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
◎この記載例では、「平成26年分　所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き　確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分　所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き　確定申告書B用」を参照してください。
●マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にていねいに記入してください。
●１億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
●訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本　すきまをあける　上に突き抜ける　角をつくる　閉じる

記入例②

記入例③

【ご注意】

◎　支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」や「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

◎　退職所得以外の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方は、平成26年12月31日現在の財産の種類や数量、価額、債務の金額などの明細を記載した「財産及び債務の明細書」を申告書と一緒に提出する必要があります。

（参考）「給与所得の源泉徴収票」

平成26年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	○○市△△町×－××－×	氏名（支給者番号）（フリガナ）コクゼイ　タロウ（役職名）国税　太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	1,569,000			41,130
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）	障害者の数（本人を除く）	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
				235,533			
（摘要）住宅借入金等特別控除可能額　円　居住開始年月日			国民年金保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円
			配偶者の合計所得	円	新個人年金保険料の金額	円
			新生命保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円
			旧生命保険料の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
世帯主の氏名 / 本人との続柄 / 住宅借入金等特別控除の適用区分 / 配偶者の合計所得金額 / 控除対象配偶者の有無 / 障害者の区分 / 寡婦 / 寡夫 / 勤労学生 / 中途就・退職 / 就職 / 退職 / 年 / 月 / 日 / 給与の支払を受ける者の住所又は居所 / 乙欄 / 本人が障害者 / 特別の控除対象配偶者 / 扶養親族の数（特定扶養親族を除く） / 一般の控除対象扶養親族の数 / 老人扶養親族の数			

◎　申告書第三表（分離課税）を提出する方は、第三表とともに、申告書B第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。

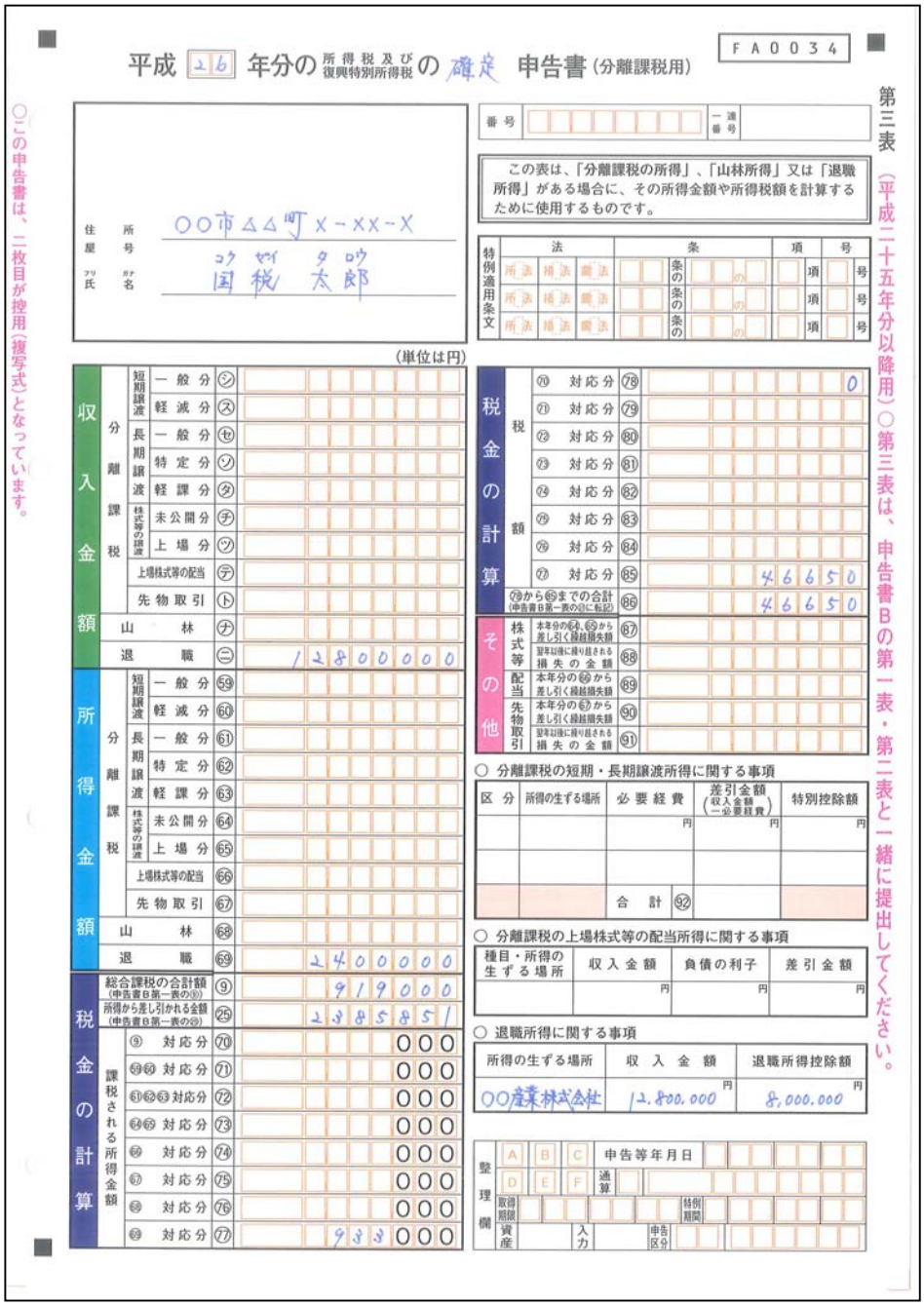

平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）　FA0034

第三表（平成二十五年分以降用）○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

○この申告書は、二枚目が控用（複写式）となっています。

住所（居所）：○○市△△町X-XX-X
フリガナ：コクゼイ タロウ
氏名：国税 太郎

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

（単位は円）

収入金額		
分離課税 短期譲渡 一般分	シ	
分離課税 短期譲渡 軽減分	ス	
分離課税 長期譲渡 一般分	セ	
分離課税 長期譲渡 特定分	ソ	
分離課税 長期譲渡 軽課分	タ	
分離課税 株式等の譲渡 未公開分	チ	
分離課税 株式等の譲渡 上場分	ツ	
分離課税 上場株式等の配当	テ	
分離課税 先物取引	ト	
山林	ナ	
退職	ニ	12800000

所得金額		
分離課税 短期譲渡 一般分	59	
分離課税 短期譲渡 軽減分	60	
分離課税 長期譲渡 一般分	61	
分離課税 長期譲渡 特定分	62	
分離課税 長期譲渡 軽課分	63	
分離課税 株式等の譲渡 未公開分	64	
分離課税 株式等の譲渡 上場分	65	
分離課税 上場株式等の配当	66	
分離課税 先物取引	67	
山林	68	
退職	69	2400000

税金の計算		
総合課税の合計額（申告書B第一表の㉛）	9	919000
所得から差し引かれる金額（申告書B第一表の㉜）	25	2385851
課税される所得金額 ⑨ 対応分	70	000
課税される所得金額 ⑨⑩ 対応分	71	000
課税される所得金額 ⑨⑩⑪ 対応分	72	000
課税される所得金額 ⑨⑩⑪⑫ 対応分	73	000
課税される所得金額 ⑬ 対応分	74	000
課税される所得金額 ⑭ 対応分	75	000
課税される所得金額 ⑮ 対応分	76	000
課税される所得金額 ⑯ 対応分	77	933000

税金の計算		
税額 ⑨ 対応分	78	0
税額 ⑩ 対応分	79	
税額 ⑪ 対応分	80	
税額 ⑫ 対応分	81	
税額 ⑬ 対応分	82	
税額 ⑭ 対応分	83	
税額 ⑮ 対応分	84	
税額 ⑯ 対応分	85	466500
⑦⑧から⑮までの合計（申告書B第一表の㉝に転記）	86	466500

その他		
株式等 本年分の⑥、⑬から差し引く繰越損失額	87	
株式等 翌年以後に繰り越される損失の金額	88	
配当 本年分の⑭から差し引く繰越損失額	89	
先物取引 本年分の⑰から差し引く繰越損失額	90	
先物取引 翌年以後に繰り越される損失の金額	91	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額
		円	円	円
		合計 92		

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
○○産業株式会社	円 12,800,000	円 8,000,000

整理欄：A B C 申告等年月日　D E F 通算　取得期限資産　入力　特例期間　申告区分

給与所得のほかに退職所得がある方の記載例(1)